岐阜県地球温暖化防止基本条例改正案の概要

【これまでの経緯】

地球温暖化対策の推進に 関する法律施行 岐阜県地球温暖化防止 基本条例施行 岐阜県地球温暖化対策 実行計画策定

気候変動適応法施行

地域気候変動適応計画 策定中

1999年 2009年 2011年 2018年 2020年

- ・温室効果ガスの排出抑制等のための施策の推進(義務)
- ・地方公共団体地球温暖化対 策実行計画の策定(義務) ※義務化は2008年
- ・県による地球温暖化対策 (緩和策) を規定
- 一定規模の事業者に緩和 対策を義務付け
- ・県、事業者、県民等の責務 を規定
- ・温室効果ガス排出量の削減 日標を設定
- ・県の地球温暖化対策(緩和策)の推進
- ※2016年に改定、2017年に一部改訂
- ・気候変動の適応策の推 進(努力義務)
- ・地域気候変動適応計画 の策定(努力義務)
- ・地域気候変動適応セン ターの設置(努力義務)

・岐阜県地球温暖化対 策実行計画の改定に 合わせ、地域気候変 動適応計画を盛り込 み一体で策定中

【条例改正について】

岐阜県地球温暖化対策 実行計画懇談会での意見等

- ◆ 気候変動への対策として、緩和と適応は車の両輪であり、総合的に取り組む必要がある。
- ◆ 根拠法の異なる計画を一体として策定 するのであれば、その理由を明確にする 必要がある。
- ◆ 2050排出量実質ゼロについて、理念 を高く掲げ、特に排出の多い産業部門 の取組強化や再生可能エネルギー等 の導入拡大を図るべき。
- ◆ 県は一事業者として率先して排出量 削減に取り組む必要がある。

条例の状況

- ▶ 地球温暖化対策(緩和策)を推進 する条例であり、適応策の推進につい て条例に根拠がない。
- ≫ 緩和と適応の両輪で対策を総合的に 推進することについて、条例で定める計 画内容に含まれていない。
- 凌和策について、ゼロカーボン実現に向けて十分ではない。
- ▶ 現行は県の責務にとどまり、率先して 行動することまでの規定はない。

これまでの地球温暖化対策(緩和策)に加え、既に起こりつつある気候変動への適応を推進するため、「緩和」と「適応」を車の両輪とした対策の推進を目的とする改正を行う。

<改正のポイント>

- ○条例の名称変更
- ・適応の規定を追加することによる名称変更
- ○気候変動適応の追加
- ・緩和と適応を両輪とした対策の推進
- ・適応策の実施
- ・地域気候変動適応センターの設置(業務を明示)
- ○緩和策の強化
 - ・目指すべき姿として「脱炭素社会ぎふ」の実現
 - ・事業者計画書制度に評価公表を導入
- ・県の率先実施
- ・中小事業者の緩和策促進のための県の支援
- ・エネルギーの地産地消

改正内容(案) 1/2

○条例の名称変更

○気候変動適応の追加

- (1)緩和と適応を両輪とした対策の推進
 - ・条例前文、目的、県の責務、事業者の責務、県民の責務、啓発・広報活動、指導及び助言等の条項において、適応に関 することも追記する。

(前文抜粋) 「温室効果ガスの削減を図りながらも、現在、地球温暖化その他の気候変動に起因する生活、社会、経済又は自然環境において生ずる影響は顕在化しており、また、将来にわたり拡大するおそれがあることから、それらに適応できる社会を築いていく事も必要」

(事業者の責務)「自らの事業活動を円滑に実施するため、その事業活動の内容に即した気候変動に努める」 (県民の責務)「気候変動の重要性に対する関心と理解を深めるよう努める」

- ・地球温暖化防止・気候変動適応計画を策定する。
- (2) 適応策の実施

次の分野に関する施策を推進する。

農業・林業・水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害(予防及び被災後の復興)、健康(熱中症、感染症その他疾病)、産業・経済活動、県民生活・都市生活(社会資本整備、健康で文化的な生活)

(3)地域気候変動適応センターの設置(業務を明示)

気候変動適応センターを設置することを明文化。同センターの業務としては、次のとおり。

情報の収集、整理、分析、提供

調査研究及びその成果の公表

県又は市町村の施策、県民又は事業者の取組に対する技術的助言及び普及啓発

改正内容(案) 2/2

○緩和策の強化

(1) 目指すべき姿として「脱炭素社会ぎふ」の実現

条例前文に次のとおり記載(前文抜粋)

「私たちは、県土のおよそ八割を占める森林の二酸化炭素吸収機能を生かすとともに、環境に負荷をかけない生活様式への転換を進め、再生可能エネルギーや水素エネルギーの活用など、先取の気概をもって、温室効果ガスの人為的な排出量と森林等による吸収量との間の均衡がとれた脱炭素社会の実現に向けて先導的な役割を果たしていく必要がある」

(2) 県の率先実施

県自らの事務、事業に関し、計画(温暖化対策実行計画(事務事業編))を策定し、次の事項に関する取組みを 率先して実施する。

環境マネジメントシステム、環境物品等の調達、廃棄物の発生の抑制・再使用・再利用・資源の有効利用、 自動車の使用における温室効果ガス排出の抑制、緑化、

県産材の活用、省エネルギー・再生可能エネルギー・水素エネルギーの利用

(3) 事業者計画書制度に評価公表を導入

特定事業者(※)から提出される「温室効果ガス排出削減計画書」及び「温室効果ガス排出削減計画実績報告書」 について、 新たに評価を行うこととし、一定の基準に該当する計画を公表。

公表の基準は、条例施行規則で定める。

- ※特定事業者:事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスを排出する事業者として規則で定める者
- (4) 中小事業者の緩和策促進のための県の支援 中小排出事業者に対しては、温暖化対策を促進するために、技術的助言やその他支援など、特に配慮して行う。

(5) エネルギーの地産地消

「事業者、県民、市町村が、連携・協働して、地域において得られた再生可能エネルギーを当該地域において効率的に利用できるように努力すること」を規定する。

「県が地域の実情に応じて再生可能エネルギーが有効に使われるよう、事業者、県民、市町村に対し、情報提供その他必要な支援をすること」を規定する。

<条例改正のイメージ> 岐阜県地球温暖化防止及び 岐阜県地球温暖化防止基本条例 気候変動適応基本条例 (仮称) 前文 前文: ◆目指すべき姿として「脱炭素社会の実現」 書換 総則 ♦目的に「地球温暖化防止と気候変動適 第一章 総則 応の推進」を規定 追加 目的、定義、県・事業者・県民・観光旅行者等の責務 第二章 地球温暖化防止及び気候変動適応計画 第二章 県による地球温暖化対策 ◆地球温暖化防止・気候変動適応計画の策定 県の施策、地球温暖化防止計画の策定、実施状況の公表 第三章 県による地球温暖化対策 事業活動に係る地球温暖化対策 第三章 緩和 ◆県の率先実施 (一定規模以上の事業者) 策の 第四章 事業活動に係る地球温暖化対策 温室効果ガス排出削減計画書、実績報告書を県へ提出 強化 (県) 事業者の計画書・実績報告書を公表 ◆事業者計画書制度に評価公表を導入 ◆中小事業者の緩和策促進のための県の支援 日常生活に係る地球温暖化対策 第四章 第五章 日常生活に係る地球温暖化対策 自動車の使用に係る地球温暖化対策 第五章 第六章 自動車の使用に係る地球温暖化対策 (一定規模以上の事業者) 現行 自動車通勤環境配慮計画書、実績報告書を県へ提出 建築物に係る地球温暖化対策 維持 第七章 (県) 事業者の計画書・実績報告書を公表 建築物に係る地球温暖化対策 第八章 森林の保全及び整備等による地球温暖化対策 第六章 (一定規模以上の建築物の施主) 建築物配慮計画書、工事完了届を県へ提出 第九章 再生可能エネルギーの利用等による地球温暖 (県) 施主の計画書・実績報告書を公表 化対策 ◆エネルギーの地産地消 緩和 森林の保全及び整備等による地球温暖化対策 第七章 策の 強化 再生可能エネルギーの利用等による地球温暖化対策 第十章 気候変動適応の推進 第八章 適応 第九章 地球温暖化の防止に関する教育及び学習等 ◆適応策の実施 き書 ▶◆地域気候変動適応センターの設置(業務:情報収 策の 学校・民間・市町村等と連携した教育・学習の推進 換え 集・整理・分析、調査研究、技術的助言、普及啓発) 追加 啓発・広報の充実、事業者・県民等の顕彰 第十章 第十一章 地球温暖化の防止及び気候変動適応に関す 雑則 現行 事業者・県民等への指導・助言 る教育及び学習等 維持 計画書を提出した事業者等への報告要求、勧告、勧告に 従わない場合の公表 第十二章 雜則

【スケジュール】

| 令和2年9月 | 環境審議会において改正条例 | (案) |
|--------|---------------|-----|
| | 概要の説明 | |

- 10月 厚生環境委員会において改正条例 (案) 概要の説明
- 11月 地球温暖化対策実行計画懇談会及 び環境審議会企画政策部会におい て改正条例(案)について説明
- 12月 厚生環境委員会において改正条例 (案)について説明

パブコメの実施

令和3年1月 地球温暖化対策実行計画懇談会 及び環境審議会において改正条例 (案)の報告

- 2月 改正条例(案)上程
- 4月 公布、一部施行(事業者計画書制度に係る部分以外)
- 令和4年4月 全面施行(事業者計画書制度に係る部分)

【他県の気候変動適応への対応状況】

| | 援札と週心を一体とした条例を制定 | | |
|-----|---|--|--|
| 徳 | | | |
| 島県 | ○気候変動への適応に関する基本的施策を明記・地域特性を踏まえ、気候変動影響のリスク低減と活用の両面から対策を実施・分野別施策の推進(6分野:県土保全、生態系、水環境・水資源、健康、農林水産、産業経済)○県民等の理解の促進等及び調査研究を明記・現状や将来予測の情報収集、調査研究の実施 | | |
| 温 | 温暖化防止条例等に「適応」を包含(温暖化対策に適応を含むこと等を明示する改正を実施)7府県 | | |
| 埼 | 埼玉県地球温暖化対策推進条例 | | |
| 玉県 | ・地球温暖化対策の定義として「地球温暖化への適応の取組」を含むことを明記 | | |
| 神奈 | 神奈川県地球温暖化対策推進条例 | | |
| 川県 | ・地球温暖化対策計画の策定事項として「地球温暖化の影響への適応の取組に関する事項」を明記 | | |
| | ふるさと石川の環境を守り育てる条例 | | |
| | ・環境総合計画に適応計画を含めることを明記 ・県は「気候変動への適応の取組」の推進に努めることを明記 | | |
| 愛 | 愛知県地球温暖化対策推進条例 | | |
| 知見 | ・地球温暖化対策推進計画に「気候変動への適応の取組」を含むことを明記 ・県は「気候変動への適応の取組」の推進に努めることを明記 | | |
| 1 | 三重県地球温暖化対策推進条例 | | |
| 重県 | ・県は「地球温暖化への適応」に関する情報提供に努めることを明記 | | |
| 京都府 | 京都府地球温暖化対策条例 | | |
| | ・地球温暖化対策の定義として「地球温暖化への適応の取組」を含むことを明記 ・府は「地球温暖化への適応」に関する情報収集・提供、施策を実施することを明記 | | |
| 鹿 | 鹿児島県地球温暖化対策推進条例 | | |
| 児島 | ・地球温暖化対策の定義として「地球温暖化への適応の施策・取組」を含むことを明記 | | |

緩和と適応を一体とした条例を制定